

財 関 第 1101 号
令 和 2 年 12 月 22 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田島 淳志

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う
税関関連業務の取扱いについての一部改正について

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を下記のとおり改正し、令和3年1月17日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについての一部を次のように改正する。

1. 別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙様式M-457号から別紙様式M-460号までを別紙2から別紙5までのように、別紙様式M-462号から別紙様式M-465号までを別紙6から別紙9までのようにそれぞれ改める。